

北 剣 連 第 42 号
令 和 2 年 7 月 8 日

札幌・各地方連絡協議会長
各加盟剣道連盟会長 様
居合・杖道部会長

一般財団法人北海道剣道連盟
会 長 藤 井 稔

新型コロナウイルス感染症予防対策による第一・二種審査会及び
高段位(級)審査に係る特例措置について (通知)

平素より本連盟の事業推進にあたりご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染予防対策として、各種講習会・審査会等の中止や延期が相次いでいることから、本年度開催予定の審査会の受審資格、審査内容、合格日を下記のとおりの特例措置と致しますので、貴連盟の当該受審者に周知徹底していただきますようお願いいたします。

記

1 合格日の特例措置

審査会を延期した場合は、当初予定していた開催日を合格日とする。

ただし、延期された期間中に新たに受審資格が得られた受審者の合格日は開催日とする。(加盟剣連等で開催する級位審査会も同様の特例措置とする)

2 受審資格の特例措置(講習会免除等)

(1) 第一種審査

第一種受審者講習会による学科審査は必須とするが、実技については新型コロナウイルス感染予防対策に則した運用で可とする。したがって、学科試験の方法についても実技と同様の運用で可とする。(レポートの郵送方式など)

なお、本年3月8日に開催を予定していた岩見沢審査会に受審申請した者は、学科審査の有効期限を、令和2年度中に実施する審査会の一回限り有

効とする。

(2) 第二種審査

四段、五段の受審資格条件である講習会の受講回数を一回まで免除する。

ただし、学科審査は必須とし、講習会の受講時に学科審査に合格していない申請者については、道剣連で個別対応するので申請前までに道剣連事務局に連絡をして下さい。

なお、本年3月1日に開催を予定していた札幌審査会に受審申請した者は、4月以降に講習会、学科審査の有効期限が到来する場合、令和2年度中に実施する審査会の一回限り有効とする。

(3) 六・七・八段位、及び称号審査

申請書提出時の受審資格条件である、講習会の受講回数を一回まで免除する。

3 実技審査の特例措置

剣道第一種審査会の実技要領は、当面は「切り返し」、「互格稽古」とし、「打ち込み稽古」を省略する。(級位審査会も同様の運用で可とする)

当面とは、面マスク使用必須期間を基本に据えた判断とする。

【切り返しの要領】

切り返し始めの号令で、正面に向かって左側(大きい番号)の者が、「正面打ち」の後、「前進して左右面4本、後退して左右面5本、正面打ち」を2回繰り返す。最後の正面打ちは通り抜けて残心を示した後、双方開始線に戻り、互格稽古始めの号令を待つ。

以 上